人事・労務に役立つ情報満載!

ニュースレター by金5ゃん先生



4 2018

通算103号

発行: **トクナガ社会保険労務士事務所**

〒561-0862 豊中市西泉丘 1-5-24 URL http://www.tokunaga-sr.com TEL &FAX 06-6850-8110 e-mail bpbzu707@tcct.zag.ne.ip

発行日: 2018 年 4 月 02 日 発行者: 特定社会保険労務士 德永金三郎



「助成金紹介コーナー」新設のご案内

3月から標記コーナーを新設しています。この助成金は事業所様にとっては返却の必要が無い大変有り難いものですが、①申請要件が詳細に亘り、書類の準備も大変。②助成金の申請は本来社労士の独占業務ですが、①の理由も有り、社労士で助成金を積極的に奨めている率は意外なほど低い。のが現状です。弊所では昨年度の実践経験からその手法について自信を深めました。そこでこのコーナーで助成金の基本的な内容について分かり易く解説して行きますので、ご一読の上、興味のある助成金についてお申し出下さい。

耳寄り情報1

『助成金紹介コーナー』 ②助成金基礎知識その ||

助成金をもらうための基本要件チェックリスト



下言の	→ 米石/·	十支女は	きゃゎ	711	ますか	
) NEC(/)) 李 4 1 1	ᆚᅑᄼᆙ	マンスノ	(I.)	1 = a m	_

- □ 労働者名簿
- □ タイムカード

- 法定三帳簿

- □ 賃金台帳
- □ 労働条件通知書や雇用契約書

- ●雇用保険の手続きは適正に行われていますか。
- □ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者で1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者は雇用保険に加入させていますか。

●労働保険料は納めていますか。

- □ 労働保険料申告書
- □ 労働保険料納付領収書
 - (3期で分納の場合は、全て必要)

●社会保険(健康保険・厚生年金)の 手続きは適正に行われていますか。

□ 1週間の所定労働時間が正社員の3/ 4以上のパート・アルバイトがいる場合 は、社会保険に加入させていますか。

●就業規則はありますか。

(労働者10名以上の場合)

※所轄労働基準監督署への提出義務もあります。

- □ 65歳までの雇用確保措置への対応は済んでいますか。
- □ 最近6か月以内に会社都合で解雇した社員は いませんか。

これらの条件を満たしていない事業所様は 労働諸法令に抵触し、助成金が支給されません のでその整備が急務です。

耳寄り情報2

労働関係裁判例13 =個別的同意=

秋北バス事件(最判昭和43年12月25日) 労働契約法第7条(労働契約の内容と就業規則の関係) に関する判例

■事件の概要

就業規則の変更により、定年制度を改正して主任以上の職の者の定年を55歳に定めたため、(一般従業員については50歳)、それまで定年制の適用のなかった労働者が定年制度



の対象となり、解雇通知を受けた事例で、新たな就業規則の作成・変更によって、既得権利を奪い労働者に不利益な労働条件を一方的に課することは原則として許されないが、当該規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者においてこれに同意しないことを理由としてその適用を拒否することは許されないと解すべきとし、不利益を受ける労働者に対しても、変更後の就業規則の適用を認めた。

■判決

「多数の労働者を使用する近代企業においては、労働条件は、経営上の要請に基づき、統一的かつ画一的に決定され、労働者は、経営主体が定める契約内容の定型に従って、附従的に契約を締結せざるを得ない立場に立たされるのが実情であり、この労働条件を定型的に定めた就業規則は、一種の社会的規範としての性質を有するだけでなく、それが合理的な労働条件を定めているものである限り、経営主体と労働者との間の労働条件は、その就業規則によるという事実たる慣習が成立しているものとして、その法的規範性が認められるに至っている。」「新たな就業規則の作成又は変更によって、既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課することは、原則として、許されないが、労働条件の集合的処理、特にその統一的かつ画一的な決定を建前とする就業規則の性質からいって、当該規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者において、これに同意しないことを理由として、その適用を拒否することは許されない。」



金ちゃん先生のコメント

就業規則は合理的労働条件を定めている限り法的規範性が認められる訳です。

金ちゃん先生行状記 ~「TAMAYA」合同「ライブ&懇親会」~

金ちゃん先生は松下電器同年代 OB 数人と「TOKKIN 会」を行っています。その一人で経理畑出身のH氏は現役時代に「TAMAYA」の女将の上司で、その縁でよくこの店に行き先週は彼の経理畑の知合いとの合同の「ライブ&懇親会」を行い、大いに盛り上りました。
[注]「TAMAYA」本町駅近く 2506-6227-8442



▲歌会の後は皆なで参加で楽しい懇親

どれくらい 行くのと聞けば TAMAYA ねえ 答える私 ダジャレ好き!











▲女将と参加者有志によるソロ&デュエットの数々…。

● ○ ○ ○ 平成 30 年度の雇用保険率及び労災保険率が決定

雇用保険率は、労使折半で負担する失業等給付の料率に、会社が負担する雇用保険二事業の料率を加えたものです。毎年度、雇用保険の状況を勘案して、一定の範囲内で変更することが可能とされていますが、本年度は、前年度と同率に据え置くこととされました。労災保険率は、全額会社負担です。業種に応じて定められており、基本的に3年度ごとに改定されます。本年度はその改定の年度にあたり、4月から改定が実施されます。以下で、平成30年度の雇用保険率と労災保険率に関連する事項をまとめておきます。

■ 平成 30 年度の雇用保険率・労災保険率

● 平成30年度の雇用保険率と負担の内訳(平成29年度と同率に据え置き)

内 訳	雇用保険率	失業等給付の#	二事業の料率	
事業の種類		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の9	1,000 分の3	1,000分の3	1,000分の3
いれがる一般の事業		1,000 77073	計 1,000分の6	
いわゆる農林水産業、清酒の製造の事業	1, 000 分の 11	1, 000 分の 4	1,000分の4	1,000分の3
いわける長州小佐未、月泊の安追の事未		1,000 分074	計 1,000分の7	
いわゆては訳の事業	1,000 分の 12	1 000 (\\ \\ \) 4	1,000分の4	1,000分の4
いわゆる建設の事業		1, 000 分の 4	計 1,000分の8	

● 平成30年度の労災保険率の改定

労災保険率は、平成 30 年度から、全業種平均で 1,000 分の 0.2 引き下げられます(平均「1,000 分の 4.7」 \rightarrow 「1,000 分の 4.5%」)。業種別にみると、引き上げ=3業種、据置き=31業種、引き下げ=20業種となっています。改定されるのは全業種中の 4 割程度です。

■ 改定された業種の例

- ・既設建築物設備工事:1,000分の15改定 > → 1,000分の12
- ・清掃、火葬又はと畜の事業:1,000分の12— 改定 / → 1,000分の13
- ・倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業:1,000分の7— 改定 → 1,000分の6.5
- ・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業:1,000分の3.5— 改定 > → 1,000分の3
- 改定されなかった業種の例(各率を据え置き)
 - 通信業、放送業、新聞業又は出版業:1,000分の2.5
 - 金融業、保険業又は不動産業: 1,000分の2.5
 - ・その他の各種事業:1,000分の3



★ 雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主の方々が負担しています (上記の「雇用保険率の負担の内訳」参照)。保険料を負担しているわけですから、活用できる助成金があるのなら、ぜひ活用をご検討ください。助成金についても、平成30年度に向けた新しい情報が徐々に公表されることになると思います。必要なものについては、適時お伝えするようにします。

豆知識情報 割増賃金 ④ 代替休暇 (法 37 条-Ⅲ、I 読替、則 19 の 2- I ①読替)

使用者が**労使協定**により、「延長して労働させた時間が1箇月について **60 時間**を超えたために、その超えた時間の労働について、通常の労働時間の賃金の計算額の**5割以上**の率で計算した割増賃金を支払わなければならない労働者に対して、当該割増賃金の支払いに代えて、**通常の労働時間の賃金が支払われる休暇**(**年次有給休暇を除く**ものとし、以下「**代替休暇**」という。)を与えること」を定めた場合において、当該労働者が**代替休暇を取得したとき**は、当該 60 時間を超えた時間のうち、当該取得した代替休暇に対応する時間の労働については、当該割増賃金を支払うことを要しません。

【▶❷の●② 日本年金機構における年金関係の手続でもマイナンバー (平成30年3月~)

日本年金機構における年金関係の手続についても、マイナンバーの利用が可能とされ ました(平成30年3月5日から本格的に実施)。主な変更点を確認しておきましょう。

年金関係の手続等に関する平成30年3月5日からの主な変更

【届書等の記載事項への個人番号の追加】

被保険者、事業主及び受給権者が提出する届書、申請書、申出書又は請求書(以下「届書等」という。)で あって、基礎年金番号を記載しなければならないこととされていたものについて、個人番号による各種手続を 可能とするため、個人番号又は基礎年金番号のいずれかの記載を求めることとする。

【届書等の添付書類の省略】

生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等を添付しなければならないこととされているものについ て、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から届出者等に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるこ とができるときは、その添付を省略できる。

【氏名変更の届出等の省略】

被保険者の氏名変更、住所変更及び死亡の届出(死亡の届出は国民年金第1号被保険者及び第3号被保険者に 限る)、受給権者の氏名変更の届出について、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構から被保険者及び受 給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、その届出を省略できる。

【個人番号の変更の届出】

被保険者及び受給権者は、個人番号を変更したときは、速やかに、日本年金機構に届け出なければならない。 なお、厚生年金保険の被保険者は、個人番号の変更を事業主に申し出をし、申出を受けた事業主が、速やかに、 日本年金機構に届け出なければならない。

【様式の変更】

年金関係の手続で使用する様式を変更する。平成30年3月5日より原則、新様式での届出となり、旧様式 での届出の場合は、別途個人番号の届出をすることとなる。

具体的には、個人番号欄の追加のほか、様式の A 4 縦判化、複数の様式の統合(被扶養者(異動)届と国民 年金第3号被保険者関係届など)といった変更を行う。

★ 会社から日本年金機構に提出する年金関係の届出等のために、会社が社員のマイナンバーを取得するときに は、利用目的の明示と本人確認措置を行う必要があります。今一度、マイナンバーの取扱いのルールを確認し ておきましょう。

お仕事 カレンダー

- 4/10 一括有期事業開始届の提出(建設業)
 - 主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億8,000 万円未満の工事
 - 3月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

4/15 ● 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書の提出期限



- 5/1 3月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 - 預金管理状況報告書の提出
 - 家内労働委託状況届の提出
 - 労働者私傷病報告書の提出(休業 4 日未満 1~3 月の労災事故について報告)
 - 固定資産税(都市計画税)第一期の納付(市町村の指定日まで)
 - 2月決算法人の確定申告と納税・8月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
 - 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告

確定申告は1月~12月のサイクルですが、助成金の年間サイクルは4月~3月です。 弊所は昨年度から助成金申請に力を入れており、正に大晦日は3月末です。その3日間は神戸→大阪→ 京都→滋賀→名古屋間を行き来し、故星野監督の阪神優勝時の言葉のように「あーしんど!」でした。